

議論の進め方

I 優良系統の保護

1 優良系統の保護すべき対象（無体物／有体物）

※ 第1回検討会資料3の7頁にあるとおり、育種によって改良が加速

(1) 無体物

① ゲノム育種価（育種価）による予測・選抜

有体物（親の集団）とセットでなければ価値は下がるが、以下の2つの情報（データ）やノウハウが保護の対象。

ア 優良系統の各形質に関する遺伝率（※1）や個体の示すゲノム育種価（育種価）（※2）の情報

※1 各表現形質（身体的特徴や耐病性）がどの程度遺伝によって表現形質が決定されるのかを示す尺度のこと

※2 その個体が持っている遺伝的な能力の度合いを数字で示したもの

イ ゲノム育種価を構成するSNP（一塩基多型）等のゲノム情報、SNPから構成される遺伝的効果及び血縁情報

② 遺伝子組換え（対象とする遺伝子は通常公知）

遺伝子を導入した際の実験データ（導入した遺伝子、遺伝子導入された位置（ゲノム上の部位）と数、導入させた際に出る表現型、導入処理の効率性等）

③ ゲノム編集（対象とする遺伝子は通常公知）

変異処理をした際の実験データ（変異させた遺伝子、変異させた場所（ゲノム上の部位）、変異させた際に出る表現型、変異処理の効率性等）

④ 染色体操作及びホルモン処理

ア クローン

有体物があれば作出可能

イ 倍数体処理による不妊化・不稔化

温度や水圧に関するデータが該当するが、基礎的なものは公知

ウ 全雌・全雄生産

温度や水圧、ホルモンの投与方法等に関するデータが該当するが、基礎的なものは公知

⑤ 系統内交配

①～④におけるデータが該当

⑥ 交雑種（例：ブリ×ヒラマサ＝ブリヒラ）

種間交雑では、どのような特徴のある表現型ができるかは未知であり、通常は一世代限りの遺伝的効果の利用である。

(2) 有体物（優良系統と血縁関係にある個体）

- ① 広く売買されるもの
 - ・ 人工種苗、受精卵、発眼卵、成魚（親）
- ② 研究機関等により交換される可能性があるもの（各機関が保有している継代集団間の交配等に使用する可能性があるもの）
 - ・ 親の集団
- ③ ①及び②から、二次的に取得される可能性があるもの
 - ・ 販売された個体からの子、孫、精子、卵、受精卵

2 保護すべき対象が関係する取引例

① 販売事業

- ア 人工種苗生産者（受精卵生産を含む） → 養殖業者
 - ・ 受精卵、発眼卵又は人工種苗の販売
- イ 人工種苗生産者（受精卵生産を含む） → 人工種苗生産者
 - ・ 受精卵、発眼卵又は人工種苗の販売
- ウ 中間魚 → 養殖業者
 - ・ 中間育成した魚の販売
- エ 養殖業者 → 流通・販売業者
 - ・ 活魚取引
 - ・ ラウンドの鮮魚取引（受精可能な配偶子を体内に有している場合）
- オ 養殖業者が人工種苗を生産し、養殖 → 流通・販売業者
 - ・ ①及び②の販売
- カ 活魚を購入した流通・販売業者 → 流通・販売業者
 - ・ 活魚取引

② 共同研究（親集団の交換、遺伝率や育種価情報の共有等）

- ア 研究機関 → 研究機関等
- イ 人工種苗生産者 → 研究機関等
- ウ 養殖業者 → 研究機関等
 - ・ ①及び②の販売
 - ・ 凍結精子

③ 研修等（別の組織や国から受け入れた技能研修生等が配偶子や受精卵・胚（幼生）等と接する機会がある場合）

- ア 研究機関 → 大学・研究機関等
- イ 人工種苗生産者 → （研修生等の個人→）海外企業
- ウ 養殖業者 → （研修生等の個人→）海外企業

3 人工種苗生産者及び養殖業者における保護方策のイメージ

① 有体物

- ア 人工種苗生産者
 - ・ 不妊化
 - ・ 最も優良な集団にある親は販売せず、能力が劣るものを販売

- ・ より良いものを作り続けることで、不正利用のメリットをなくす
- ・ 系統間で交雑させることにより、今後の育種に活用しにくくさせる
- ・ 近親交配により近交の度合いを高めたものの販売
- ・ 全雌化又は全雄化

イ 養殖業者及び流通・販売業者

- ・ フィレ等加工した販売

ウ 共通

- ・ 民民契約（養殖以外の不正利用をしない）

② 無体物

- ・ 営業秘密（パスワード、管理規程、従業員指導等）
- ・ 限定提供データ
- ・ 民民契約（養殖以外の不正利用をしない）

（参考）和牛については、流通管理の徹底のための関係者間の意識の醸成のため、「和牛遺伝資源国内活用協議会」の設立や、（公社）全国和牛登録協会をはじめとする国内の生産者団体等を中心に、和牛遺伝資源の国内活用や輸出の自粛に関する取組を展開。

4 御議論いただきたい事項（論点）

- ・ 優良系統の作出結果として保護すべき対象及び流出のおそれがある事象
- ・ 保護方策（養殖業の実際に即した考え方の整理）

Ⅱ 営業秘密・ノウハウ管理

1 「営業秘密」をめぐる状況の共有

(1) 不正競争防止法

法の保護（不正取得行為の差止請求等）の対象となる「営業秘密」について、以下の要件を全て満たす必要。

- ① 秘密管理性：秘密として管理されていること
- ② 有用性：有用な営業上又は技術上の情報であること
- ③ 非公知性：公然と知られていないこと

(2) 営業秘密管理指針（経済産業省）

- ・ 「営業秘密」についての法解釈や普及啓発手法等を幅広く示す指針として、平成 15 年に策定。
 - ・ 知的財産推進計画 2014 で「営業秘密管理指針において、法的に営業秘密として認められるための管理方法について、事業者にとってより分かりやすい記載とするよう改める」とされたことを踏まえ、平成 27 年、営業秘密として法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すものとして全面的に改訂。
⇒ 営業秘密が保護・活用され、我が国の経済活力に寄与するシステムの実現を期待
 - ・ 特に、「秘密管理性」について、企業の秘密管理意思が具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって従業員に明確に示されることが必要（企業の実態・規模に応じた合理的手段で可）とし、具体的に求められる秘密管理措置を例示。
- ※ 企業が保有する重要情報全般について、漏えい防止に向けた包括的な取組（流出ルート・要因を踏まえた考え得る対策等）を網羅的に紹介する秘密情報の保護ハンドブックを平成 28 年に公表。

(3) 農業分野

- ・ 令和 4 年 3 月に、農業分野における営業秘密の保護ガイドラインを公表。

(4) 水産分野

育種には、労力とコストが必要であり、開発者やコンソーシアムによって管理（又は利用させる場合に相応の対価を徴収）されるもの。

養殖業の技術、ノウハウ等についても、不正競争防止法の「営業秘密」の枠組みを活用していくことが重要と考えられるが、これまで裁判例等において「営業秘密」への該当性が論じられたことがないところ。

このため、どのような場合に「営業秘密」に該当し得るかなど、養殖業における「営業秘密」の考え方（特に業界の特性を踏まえた合理的と考えられる秘密管理措置）等について検討。

2 検討の進め方・論点

(1) 養殖業で流出防止策を講じる必要がある技術、ノウハウ等の事例

例：高品質・高付加価値な養殖生産物を得るために秘匿している飼料調製、給餌方法、養殖場の選定、養殖密度、ワクチンプログラム等に係る技術、ノウハウ等（例：魚

粉の割合、栄養強化方法、モニタリング手法、過去の飼育データ等)

(2) 営業秘密管理指針への当てはめ

(1) の技術、ノウハウ等について、「営業秘密管理指針」等を基に、

- ① 現行の管理実態に照らした「営業秘密」への該当可能性
- ② 「営業秘密」に該当させるために講じるべき管理措置

等について議論。

例：屋外の養殖場において「営業秘密」が存在している場合の管理措置

紙媒体や電子媒体が利用されない熟練養殖業者の暗黙知の認識可能性の確保

「営業秘密」を地域で共有する場合の秘密管理性の考え方

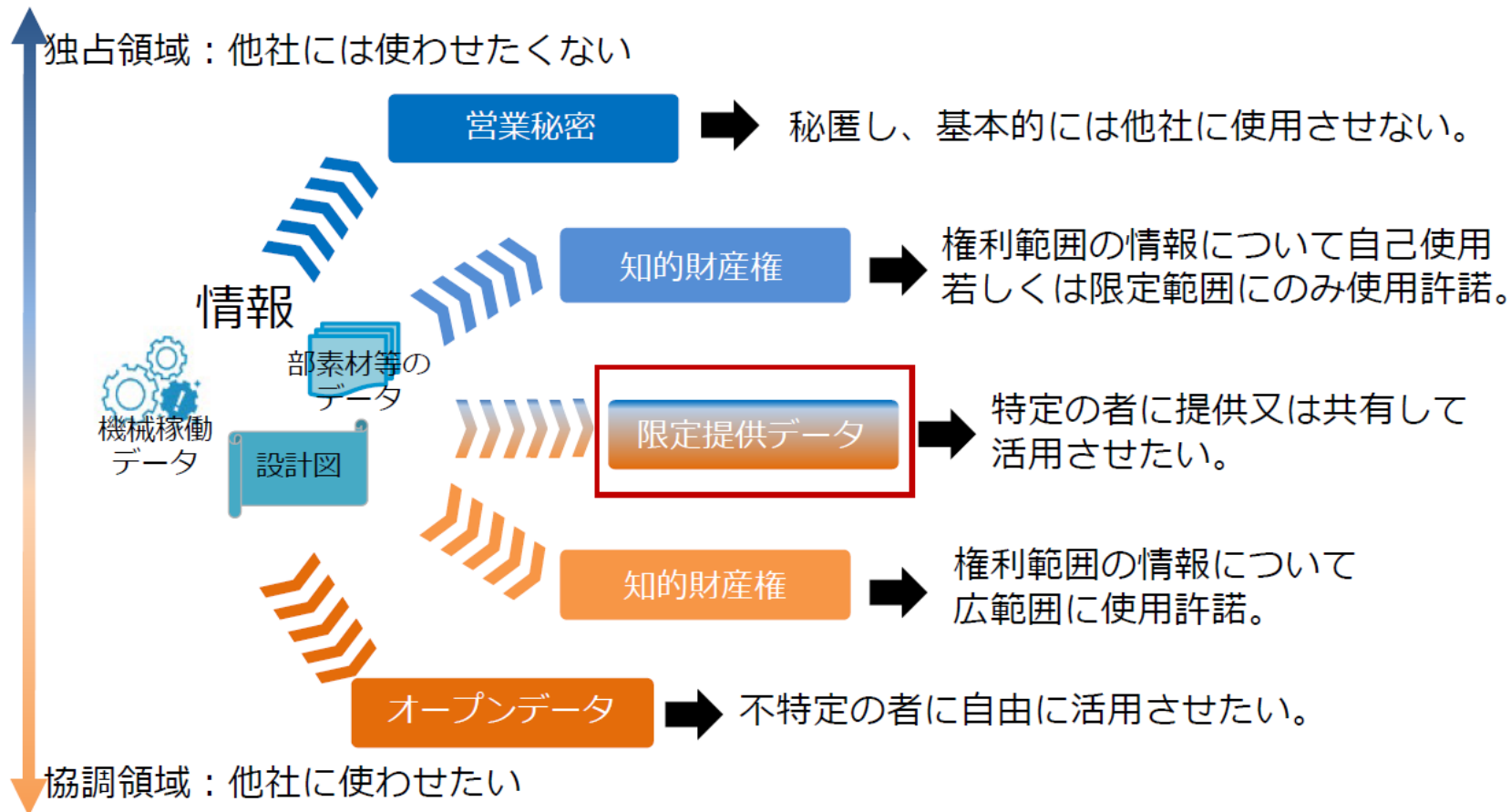
研修生や視察団を受け入れる場合の留意事項 等

(3) 御議論いただきたい事項（論点）

- ① 保護すべき技術・ノウハウ等の特定と対応方向
 - ・ 養殖現場において「営業秘密」として保護すべきノウハウ等の事例
 - ・ 「営業秘密」として保護するための3要件の充足について、「営業秘密管理指針」等を基に、養殖現場に当てはめた場合の考え方
- ② 技術・ノウハウ等の具体的な管理手法
 - ・ 3要件の充足に必要と考えられる具体的な管理措置手法と留意点

【参考】企業が保有する情報の活用戦略と法的保護

- 企業が保有する情報には、独占する（他社に使わせない）ことで差別化を図るもの（独占領域）、他社と共有することでその価値を高めていくもの（協調領域）が考えられる。
- データ共有（提供）の動機として、「対価を得たい」、「他社の情報がほしい」、「スキルのシェアリングにつなげたい」、「業界共通の課題を解決したい」等が考えられる。



18

(出典：経済産業省知的財産政策室「[参考資料]限定提供データについて」)